

平成27年度
エリアマネジメント推進事業（団体補助）
募集要項

応募期間 平成27年5月22日（金）～6月15日（月）

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局

地域デザイン推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL：0742-27-5433 FAX：0742-27-7685

E-mail：dezain@office.pref.nara.lg.jp

URL：http://www.pref.nara.jp/33269.htm

◆事業の趣旨

奈良県では、地域における良好な環境や地域の価値の維持・向上を目的として、住民、事業者、地権者等が、主体的に取り組む活動（以下「エリアマネジメント」という。）を推進しています。そこでプロジェクトを通して地域住民の認知を広げ、エリアマネジメントに繋がるプロジェクトを進めるまちづくり団体等を支援し、さらに地域でエリアマネジメントを行うリーダーとして育つことを支援します。そのため、まちづくり団体等から各地域でのプロジェクトを公募し、優れた提案に対して県が補助します。

◆募集事業内容

◇対象団体

以下の要件を満たす団体等が応募することができます。

- ①主に奈良県内において活動する団体等であること。
- ②代表者が明確であること。
- ③暴力団または暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等でないこと。
- ④団体等の運営が次に掲げるところにより適正に行われていること。
 - ア) 団体等の運営に係る規約、定款等を定めていること。
 - イ) 事業年度毎に規約、定款等の定めに基づき、予算及び決算を行っていること。
 - ウ) 規約、定款等に規定されている役員が現に就任していること。
- ⑤まちづくり、エリアマネジメント、その他これらに類する事業を行う旨を、団体等の運営に係る規約、定款等に定めていること。

◇対象となるプロジェクト

対象となるプロジェクトは、平成27年度に実施する町家等の地域資源を活用した先導的なエリアマネジメントであり、下記の要件を満たすものとします。

1. 対象となる地域が特定されていること
2. 地域を適正に維持管理、または運営することにより、地域を育てる視点が盛り込まれていること
3. 対象となる地域の住民、事業者、地権者等が関わるための方法が検討されていること

なお、活動の例としては、以下のようなものが考えられます。（ただし、あくまでも[※]先導的なエリアマネジメント的なものを対象とし、団体等の単体の活動は含みません。）

1. 良好なコミュニティの形成に関する事業
 - ①地域が主導する健康づくり活動
 - ②高齢者の見守り等の体制構築
 - ③地域包括ケアシステムの構築
 - ④イベント等を活用した地域の人々と訪問者等の交流
 - ⑤まちづくり拠点の整備と活用

等

2. 安全・安心な地域づくりに関する事業

- ①高齢者等の買い物及び食事の支援体制の構築
- ②高齢者等の移動の支援
- ③子育て支援体制の構築 等

3. 快適で魅力的な環境の創出に関する事業

- ①まちなみ景観の保存
- ②地域の歴史の紹介
- ③地域の美化活動及び景観スポットの整備 等

4. その他

エリアマネジメント推進事業者等選定委員会が必要と認める事業

※例えば、1. ③では、地域で保健・介護・医療を一体的に、多様な主体で作りに上げていくことを目指し、そのしくみ作りを行う取組を想定しています。

なお平成27年度は、下記3点の取組を優先的に採択します。

- ①地区計画や景観協定などまちづくりルールの策定等に向けて、地域住民等の合意形成を行う取組
- ②採択団体等自らが収益を上げ、自立的な運営に向けたコミュニティビジネス化等を図る取組
- ③採択団体自らが地域性と整合した地域の価値を明確に認識し、自らの取組に対して評価軸の明確化（成果の数値化）ができる取組

◇補助対象経費

事業を実施するために必要な直接的経費（イベント等開催のための旅費交通費、諸謝金、需用費、役務費、委託費、会場費、使用料、等）。

団体の事務局の運営に必要な経常的な経費（人件費、賃借料等）は補助対象となりません。

◇補助額

補助対象経費全額（ただし、1地区あたり100万円を限度とします）

ただし、同一団体等が複数年にわたり補助を受ける場合、2年目以降の補助額は補助対象経費の1/2以内とします。（平成27年度予算額300万円）

◇その他

①平成27年4月1日から平成28年3月11日までに事業を実施し完了する事業を補助対象とします。交付決定は平成27年7月上旬を予定しており、採択できない場合もありますので補助金の交付を前提とした事業着手は行わないで下さい。

補助金の交付がなければ事業実施できない場合は、採択・不採択の結果通知を待って下さい。なお、補助金の交付決定前に事業終了しているものは補助対象となりません。

②活動支援費は、精算後の支払いとなります。

なお、提案事業内容が履行されなければ補助金の交付決定を取り消します。

③補助対象プロジェクトに係る費用は、団体等の他の活動と区別して経理していただき、活動終了後（遅くとも平成28年3月11日）に報告書と併せて収支決算書を提出していただきます。

④各採択団体には、別途募集している「エリアマネジメント中間支援事業（委託）」に選定されたエリアマネジメント中間支援組織による支援（3回（事業着手前・事業中・事業後）以上）を受けていただきます。

なおエリアマネジメント中間支援組織の委託業務において、補助事業採択団体に対してエリアマネジメントの指導・助言・支援を行うこととしています。下記にその一例を記します。

例1. エリアマネジメントについての専門的知識やノウハウの提供

例2. エリアマネジメントの導入における支援 等

⑤各採択団体はエリアマネジメント中間支援組織が主催する「（仮称）エリアマネジメントフォーラム」において、活動内容や成果等を報告していただきます。

⑥応募書類に団体の強み（得意分野）を明記していただきます。

奈良県にて県内各団体等に情報提供し、他団体等からの要請がある場合にノウハウの提供にご協力していただきます。

⑦事業計画書は応募いただいた団体の所管の市町村に情報提供する場合がありますので予めご了承ください。

◆ 応 募

◇ 応募書類

事業に応募するときは、次の書類（様式を別に定める）を提出してください。

- ① 事業企画提案書
- ② 事業計画書

（添付書類）収支計画書、団体の規約・定款等の写し、

その他参考資料（団体紹介パンフレット等活動の概要がわかるもの）

※事業計画書に記入の仕方を明記していますので、確認のうえ作成してください。

◇ 応募期間

平成27年5月22日（金）～平成27年6月15日（月）

◇ 提出及び問い合わせ先

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局 地域デザイン推進課
市町村連携推進係 高田、片木、池嶋

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL：0742-27-5433 FAX：0742-27-7685

E-mail：dezain@office.pref.nara.lg.jp

◇提出方法

郵送（締切当日消印有効）又は地域デザイン推進課（県庁分庁舎6階）にご持参願います。

◆審査

応募のあったプロジェクトについて、第1次審査および第2次審査を行い、採択プロジェクトを決定します。

◇ 審査日程

第1次審査 応募期間中随時おこないます。

第2次審査 平成27年6月30日（火）午後1時30分から

（奈良県庁内会議室（予定））

詳細時間・場所については第1次審査終了後随時お知らせします。

◇ 第1次審査(書類審査:担当課による確認)

地域デザイン推進課において申請書類に基づき書類審査を行います。

◇ 第2次審査(プレゼンテーション審査・選定委員会による審査)

第1次審査を通過した申請団体によるプレゼンテーションを行い、審査会（奈良県が設置するエリアマネジメント推進事業者等選定委員会）による審査を実施し、採択団体を選定します。

プレゼンテーションに参加しない団体のプロジェクトは理由に関わらず不採択とします。

選定委員会（非公開）において、プレゼンテーションの結果及び応募書類内容を考慮しながら、総合審査のうえ採択・不採択を決定します。

なお、採択にあたっては第1次審査の内容を参考にすることがあります。

◇ プレゼンテーションについて

1. 順番及び時間

①順番については申請受付順に行います。

②制限時間は8分間です。その後、質疑応答（5分程度）を行います。

2. プレゼンテーションの方法

①方法は特に制限ありません。

②発表内容のデータについて6月19日（金）13時00分までに上記記載場所まで提出してください。

③時間が限られているため、制限時間を厳守してください。

（発表途中であっても制限時間を超えた場合は発表を終了していただきますのでご了承ください。）

④プレゼンテーション発表者は1団体につき1～2名でお願いします。

3. その他

①プレゼンテーションは、一般参加者の傍聴が可能です。ただし発表者は別室で待機していただきます。

②別途募集している「エリアマネジメント中間支援事業（委託）」の応募者と同時にプ

レゼンテーションを行います。

◇ エリアマネジメント推進事業者等選定委員会委員

- 久 隆浩 (近畿大学総合社会学部教授)
- 嘉名 光市 (大阪市立大学大学院工学研究科准教授)
- 佐藤 由美 (奈良県立大学地域創造学部准教授)
- 堀内 秀格 (奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局次長)
- 本村 龍平 (奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課長)

◇ 審査基準

補助団体の選定は下記の視点で行います。

※選定にあたっては、地域、活動の種類等のバランス等に配慮させていただく場合があります。

○第1次審査基準

- ・申請団体が上記「対象団体」の要件を全て満たしていること
- ・申請プロジェクトが上記「対象となるプロジェクト」の要件を全て満たしていること
- ・応募書類に必要事項が記入されていること

○第2次審査基準 ◎：加点項目

審査項目	内容
①新規性・萌芽性	◎地域の課題を発見し、新たな取り組みとして期待できるか
②実現性	・事業目的・目標は明確であるか ・事業内容に具体性があり、実施体制・実施準備が整っているか ・本事業の趣旨を実現させる事業であるか ◎活動経験・活動実績などがあり、事業の遂行能力はあるか
③地域での先進性、意識醸成	・地域住民、事業者、地権者等と連携できるか ・県内で先進的な事業であるか ・地元のまちづくり意識の醸成が期待できるものか ◎合意形成を目指した取り組みか
④公益性	・地域の課題やニーズに対応した事業となっているか
⑤波及性	・地域への影響力や他の地域への波及効果が期待できるか ◎団体の強みを活かし、他地区とのネットワーク化が図れるか
⑥組織の使命感、継続性	・補助事業終了後も継続的な事業展開が見込めるか ◎コミュニティビジネス化を図る取り組みが期待できるか
⑦価値評価	◎地域の価値を明確化し、評価軸を明確に定められているか

◇ 事業後の報告

事業完了後は、平成 28 年 3 月 11 日までに「事業実績報告書」を提出していただきます。

◆事業スケジュール

